

令和6年度

P T A 理 事 会 資 料

川口市立芝小学校 P T A

令和5年度 PTA 事業報告

月	日	活動内容	月	日	活動内容
4	19	資源回収 (2.38t)	11	12	美化活動
	26	PTA 理事会 (書面開催)		15	資源回収 (1.29t)
5	17	PTA 総会 (書面開催)	11	18	音楽会手伝い
		資源回収 (0.87t)		25	芝小 150 周年式典出席
	24	わかくさ 238 号発行		27	ベルマーク全体集計、発送
	25	こども 110 番の家地図配布	12	5	第 3 回常任理事会開催
	28	美化活動		20	資源回収 (1.52t)
6	2	ベルマーク運動のプリント配布	1	16	川口健康教育大会出席
	9	PTA 集金		17	資源回収
	21	資源回収 (1.31t)		19	学校保健委員会出席
	22	第 1 回常任理事会開催		23	川口市青少年健全育成地域の集い出席
		活動助成金・児童図書費贈呈		30	部長会・臨時常任理事会開催
	ベルマーク全体集計、発送	2	21	資源回収	
7	4	交通安全母の会 加入	2		ベルマーク全体集計、発送
	19	資源回収 (1.25t)			
8	16	資源回収 (0.65t)	3	5	第 4 回常任理事会開催
9	12	第 2 回常任理事会開催		14	監査会
	20	資源回収 (1.50t)		18	わかくさ 239 号発行
	27	給食試食会開催		20	資源回収
10	13	ストップマーク貼り付け		21	給食着の点検、補修
	14	運動会手伝い	22	卒業式手伝い	
	18	資源回収 (1.45t)			

- * 学年部 各クラスの取りまとめ・PTA 会費集金作業
- * 広報部 PTA だより「わかくさ」作成・発行
- * 厚生部 ベルマーク係及び児童への指導全般・ベルマークの回収、集計、発送
- * 交通補導部 交通指導係の取りまとめ・交通安全母の会集金・こども 110 番の家お礼状配布
- * 各係の活動 毎週初め交通指導・ベルマーク集計・校内美化活動・資源回収
- * 全保護者 安全パトロール (芝小っ子パトロール隊)

令和5年度 P T A会費決算報告

収入の部

(単位：円)

項	5年度予算	5年度決算	比較(△減)	付記
繰越金	1,243,208	1,243,208	0	
会費	924,000	959,280	35,280	
雑収入	0	12	12	利息
収入計	2,167,208	2,202,500	35,292	

支出の部

款	項	5年度予算	5年度決算	比較(△減)	付記
庶務費	総会費	100,000	31,000	△69,000	総会資料、退会役員記念品代他
	印刷費	230,000	234,904	4,904	リース代、インク代、コピー用紙代他
	通信費	1,000	0	△1,000	切手代
	交通費	3,000	1,040	△1,960	交通費
	会議費	20,000	12,825	△7,175	会議室借用、カーテンクリーニング代他
	備品消耗品費	20,000	18,834	△1,166	文房具代他
事務費	会報発行費	120,000	90,750	△29,250	わかくさ発行費2回
	図書費	80,000	80,000	0	児童図書費
	各部活動費	120,000	51,224	△68,776	各部活動費、理事記念品
諸費	連合会負担費	50,000	6,115	△43,885	市P連、芝地区P連協議会
	児童活動助成	100,000	100,000	0	卒業生胸花、証書ホルダー他
	慶弔費	50,000	13,300	△36,700	慶弔
	渉外費	30,000	12,000	△18,000	各種渉外費用
	保険費	30,000	26,496	△3,504	市P連保険、学校保健会費
	事務機器積立金	30,000	30,000	0	事務機器積立金
	手数料	5,000	3,080	△1,920	会費預入手数料
予備費	1,243,208	1,028,470	△214,738	150周年行事関連PTA協力金(繰越金)	
支出計	2,232,208	1,740,038	△492,170		

収入合計 2,202,500円
 支出合計 1,740,038円
 差引残高 462,462円 …… P T A会費 次年度繰越金

上記決算を監査の結果、正確に処理されていることを証明します。

令和6年3月14日

監査 荒川 春樹
 監査 



令和5年度 資源回収収益金決算報告

収入の部

(単位：円)

前年度繰越金	1,558,910
周年行事積立金	156,000
利息(令和5年度分)	13

収入合計 1,714,923

支出の部

(単位：円)

周年行事積立金	100,000
資源回収収料	46,800
資源回収場所整備費	3,520
資源回収助成金申請書郵送料	476
振込手数料※	880

支出合計 151,676

※開校150周年記念事業積立金の資金移動(実行委員会口座へ振込み)のため

収入合計	1,714,923 円
支出合計	151,676 円
差引残高	1,563,247 円 …周年行事積立金 次年度繰越金

上記決算を監査の結果、正確に処理されていることを証明します。

令和6年3月14日

監査

荒川 春樹



監査



令和5年度 事務機器積立金決算報告

収入の部

(単位：円)

前年度繰越金	234,015
事務機器積立金	30,000
利息（令和5年度分）	2
収入合計	264,017

支出の部

(単位：円)

なし	
支出合計	0

収入合計	264,017円
支出合計	0円
差引残高	264,017円 …事務機器積立金 次年度繰越金

上記決算を監査の結果、正確に処理されていることを証明します。

令和6年3月14日

監査
監査

荒川 春樹



令和5年度 周年行事積立金決算報告

収入の部

(単位：円)

前年度繰越金	2,005,351
周年行事積立金	100,000
振込手数料として資源回収通帳から資金移動	880
利息（令和5年度分）	14

収入合計 2,106,245

支出の部

(単位：円)

開校150周年記念事業実行委員会へ寄贈	2,005,351
振込手数料	880

支出合計 2,006,231

収入合計	2,106,245 円
支出合計	2,006,231 円
差引残高	100,014 円 …周年行事積立金 次年度繰越金

上記決算を監査の結果、正確に処理されていることを証明します。

令和6年3月14日

監査

荒川 春樹



監査



令和6年度 事業計画（案）

月	諸会合	諸活動並びに他団体関係
4	学級懇談会	交通安全指導・資源回収・学級懇談会、理事選出 安全パトロール用の用紙配布（新入生）
5	理事会 各事業部会	交通安全指導・資源回収・年間事業計画樹立 わかくさ①（先生紹介号）発行
6	総会 各事業部会 常任理事会	交通安全指導・PTA会費集金・地域回覧資料配付 交通安全母の会総会出席・広報部初任者研修会出席 「こども110番の家」への挨拶・川口市学校保健総会
7	各事業部会 学級懇談会	交通安全指導・学級懇談会での活動報告 交通安全母の会入会
8		夏季休業
9	各事業部会 常任理事会	交通安全指導・資源回収
10	各事業部会 運動会	交通安全指導・ストップマーク貼り 須賀神社祭礼夜間巡回
11	各事業部会 学級懇談会	交通安全指導・美化活動・学級懇談会での活動報告 交通安全母の会指導者講習会
12	各事業部会 常任理事会	交通安全指導
1	各事業部会	交通安全指導・資源回収
2	各事業部会 持久走大会 学級懇談会	交通安全指導・学級懇談会での活動報告 広報誌写真コンクール表彰式出席
3	各事業部会 常任理事会	交通安全指導 わかくさ②発行 給食着点検

*全保護者対象【芝小っ子パトロール隊】

*ウェブベルマーク活動

*各部研修会・講習会の出席

※様々な事情・状況によって、活動中止及び延期となる場合がございます。

令和6年度 P T A会費予算 (案)

収入の部

(単位：円)

項	予算額(案)	付 記
繰越金	462,462	
会費	718,000	¥2,000×330世帯(R6.5.1現在)、教職員数29名
雑収入	0	利息等
収入計	1,180,462	

支出の部

款	項	R6年度予算案	付 記
庶務費	総会費	40,000	総会資料等
	印刷費	70,000	リース代、インク代、コピー用紙代他
	通信費	1,000	切手代他
	交通費	3,000	交通費(外部講演会出席時)
	会議費	20,000	各会合(公民館会議室利用、他校意見交換会参加)
	備品消耗品費	20,000	文房具代他
事務費	会報発行費	150,000	わかくさ発行費用(2回分)
	図書費	80,000	児童図書費
	各部活動費	75,000	各部活動費(¥10,000×4部)、理事記念品
諸費	連合会負担費	10,000	芝地区P連協議会、交通安全母の会学校一括納入会費
	児童活動助成	100,000	児童活動補助金
	慶弔費	40,000	慶弔
	渉外費	21,000	各種渉外費用(町会夏祭り祭礼費)、外部懇談会出席費用
	保険費	30,000	市P連保険、学校保健会費
	事務機器積立金	5,000	OA機器及び事務機器買換え
	振込手数料	3,000	会費集金通帳預け入れ手数料、他行宛振込手数料
	周年行事積立金	50,000	R6年度より資源回収回数大幅減、積立額補助のため
予備費を除く支出計		718,000	R6年度PTA会費集金予定額=庶務費+事務費+諸費
予備費		462,462	PTA会費繰越金(うち、リース契約解約料など5%未満支出予定)
支出計		1,180,462	

川口市立芝小学校PTA会則

第1章 名 称

第 1 条 本会は川口市立芝小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目 的

第 2 条 本会は川口市立芝小学校の進展を期し、次の諸項を目的とする。

1. 児童の福祉増進に関する事項
2. 学校と家庭並びに会員相互の研修に関する事項
3. 学校の教育的環境の整備に関する事項
4. その他目的達成に必要な事項

第3章 方 法

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 4 条 本会は、非営利的、非宗派的、非政党的であって本会の名に於いていかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務（公私を問わず）候補者を推薦することもできない。

本会及び会員の役員はその名において営利的、宗派的、政党的その他本会本来の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係も持つてはならない。

第 5 条 本会は児童福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第 6 条 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けてはならない。

第 7 条 本会は校長・教員及び教育委員会と学校問題について協議し又その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供することができる。

第 8 条 本会は国会及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第4章 会 員

第 9 条 本会の会員は本校に在学する児童の父母（又はこれに代わる者）と本校に勤務する教職員で組織する。

第5章 役 員

第10条 本会に役員を置く。

会 長 1 名 校 長 1 名 副会長 若干名 幹事 若干名
監 査 若干名 理 事 若干名

第11条 本会役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を掌り各種会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。なお、校長の任務は、副会長に準ずる。
3. 常任理事は常任理事会を構成し、予算案、決算、その他重要事項の原案を作成すると共に会務の執行に当たる。
4. 理事は理事会を構成し、予算案、決算、その他重要な会務を審議する。
5. 監査は事業及び会計の監査にあたる。
6. 幹事は会長の命を受け、庶務会計にあたる。

- 第12条 役員は次の方法により選任する。
1. 会長、副会長は理事会に於いて会員中より選出され、総会の承認をえるものとし、校長は本校校長とする。
 2. 常任理事は会長、校長、副会長、幹事及び各部長、副部长とする。
 3. 理事は各学級より4名を基本とするが上限は定めない。また、教職員より4名を互選し、教職員は各専門部の顧問とする。但し、特別支援（ひまわり）学級については、児童数に応じて選出することとし、また、理事会の審議を経て若干名を会長が委嘱することができる。
 4. 監査は理事会に於いて会員中より推薦し、会長が之を委嘱する。
 5. 幹事は会員中から会長が委嘱する。但し、1名は教頭とする。

第13条 本会の会務執行は次の部を設け、理事之にあたる。但し、必要に応じその都度他の部を構成することが出来る。

1. 学 年 部 学年、学級PTA活動の連絡及び企画運営等に関する事項
総会その他諸会議に関する事項、会費の集金
2. 交通補導部 児童の校外生活の指導育成並びに児童の交通補導に関する事項
3. 厚生部 会員の教養に関する事項及び児童、会員の保健に関する事項
4. 広報部 PTAだよりの発行に関する事項

第14条 各部の構成については理事会で別に定める。

第15条 役員任期は1ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

第16条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会に於いて推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じる。

第6章 役員会

第17条 本会は毎年1回定期総会を開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は書面表決を基本とし、会員の2分の1以上の書面表決書の提出で成立し、承認および決議は提出された書面表決所書の過半数で決定する。会長が必要と判断した場合は、対面にて総会を行うことができる。この場合、委任状を含め、会員の2分の1以上の出席で総会は成立し、承認および決議は委任状を含めた出席者の過半数で決定する。

総会は次の事項を決議する。

1. 会則の制定と変更
2. 役員承認
3. 会務報告
4. 予算案の決議
5. その他必要な事項

第18条 理事会は会長、校長、副会長、幹事、理事で構成し、必要に応じ会長が招集する。理事会は書面表決にて行うことを基本とする。

理事会は次の事項を審議する。

1. 会務報告と審議
2. 予算案決算の審議
3. 役員選出
4. 事業案の審議
5. その他重要原案の審議

第19条 常任理事会は会長、校長、副会長、幹事及び各部長、副部長で構成し、必要に応じ会長が招集する。会長が必要と認めた場合は、書面表決にて常任理事会を行うことができる。常任理事会は次の事項を執行する。

1. 総会理事会の決議事項の処理
2. 会務の分担
3. 事業の企画
4. 理事会、総会に提出する議案の作成
5. その他事業の執行に必要な事項

第7章 会 計

第20条 会費は1世帯年額、2,000円とする。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

第8章 個人情報

第22条 個人情報（氏名・名簿）の取り扱いに関しては、適切に管理し、不要となった場合は速やかに破棄するものとする。

第9章 附 則

第23条 学級PTAの規約は別に定めることができる。

第24条 本会則施行に伴う細則は理事会で決める。

第25条 本会則の変更は総会の議決によらなければならない。

第26条 本会則は昭和24年 4月 1日より施行する。

本会則は昭和30年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和34年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和37年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和43年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和44年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和49年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和51年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和53年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和59年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和60年 4月 1日 改 訂

本会則は昭和61年 4月 1日 改 訂

本会則は平成 5年 4月 1日 改 訂

本会則は平成 6年 4月 1日 改 訂

本会則は平成 9年 4月 1日 改 訂

本会則は平成10年 4月 1日 改 訂

本会則は平成14年 4月 1日 改 訂

本会則は平成18年 4月 1日 改 訂

本会則は平成19年 4月 1日 改 訂

本会則は平成26年 4月 1日 改 訂

本会則は平成27年 4月 1日 改 訂

本会則は平成30年 4月 1日 改 訂

本会則は平成31年 4月 1日 改 訂

本会則は令和 2年 6月26日 改 訂

本会則は令和 6年 6月 3日 改 訂

川口市立芝小学校PTA会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第5章 役員</p> <p>第12条 役員は次の方法により選任する</p> <p>3、<u>理事は各学級より4名を基本とするが上限は定めない。また、教職員より4名を互選し、教職員は各専門部の顧問とする。但し、特別支援（ひまわり）学級については、児童数に応じて選出することとし、また、理事会の審議を経て若干名を会長が委嘱することができる。</u></p>	<p>第5章 役員</p> <p>第12条 役員は次の方法により選任する</p> <p>3、<u>理事は各学級より4名、教職員より4名を互選し、教職員は各専門部の顧問とする。但し、特別支援（ひまわり）学級については、児童数に応じて選出することとし、また、理事会の審議を経て若干名を会長が委嘱することができる</u></p>	(変更)
<p>第6章 役員会</p> <p>第17条</p> <p><u>本会は毎年1回定期総会を開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は書面表決を基本とし、会員の2分の1以上の書面表決書の提出で成立し、承認および決議は提出された書面表決所書の過半数で決定する。会長が必要と判断した場合は、対面にて総会を行うことができる。この場合、委任状を含め、会員の2分の1以上の出席で総会は成立し、承認および決議は委任状を含めた出席者の過半数で決定する。</u></p>	<p>第6章 役員会</p> <p>第17条</p> <p><u>本会は毎年1回定期総会を開催する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は委任状を含め、会員の2分の1以上の出席で成立し、承認および決議は委任状を含めた出席者の過半数で決定する。会長が必要と認めた場合は、書面表決にて総会を行うことができる。この場合、会員の2分の1以上の書面表決書の提出で総会は成立し、承認及び決議は提出された書面表決所書の過半数で決定する。</u></p>	(変更)
<p>第7章 会計</p> <p>第20条</p> <p>会費は1世帯年額、<u>2,000円</u>とする。</p>	<p>第7章 会計</p> <p>第20条</p> <p>会費は1世帯年額、<u>2,800円</u>とする。</p>	(変更)
<p>第8章 個人情報</p> <p>第22条</p> <p><u>個人情報（氏名・名簿）の取り扱いに関しては、適切に管理し、不要となった場合は速やかに破棄するものとする。</u></p>		(新設)

第9章 附則

第23条

学級PTAの規約は別に定めることができる。

第24条

本会則施行に伴う細則は理事会で決める。

第25条

本会則の変更は総会の議決によらなければならない。

第26条

本会則は昭和24年 4月 1日より施行する。

(略)

本会則は令和 6年 6月 3日 改訂

第8章 附則

第22条

学級PTAの規約は別に定めることができる。

第23条

本会則施行に伴う細則は理事会で決める。

第24条

本会則の変更は総会の議決によらなければならない。

第25条

本会則は昭和24年 4月 1日より施行する。

(略)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(変更)

(略)

(追加)